

UR賃貸（旧公団）住宅を公共住宅として継続し，居住者の居住の安定を願う  
意見書について

本市議会は，政府に対し別紙のとおり意見書を提出する。

平成24年3月28日提出

建設経済常任委員会

委員長 佐藤 春 雄

## UR賃貸（旧公団）住宅を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を願う意見書

平成24年1月20日に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」において、都市再生機構については、有識者による検討の場を設け、業務の見直し、分割・再編、スリム化について本年度中に結論を得ること、また、賃貸住宅の居住者の居住の安定の維持等の必要性を踏まえ、会社化の可能な部分について全額政府出資の特殊会社化を検討し、平成24年夏までに結論を得ることとしている。

この閣議決定の直前に行政刷新会議で決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しについて」では、あくまでも特殊会社化を前提に、その移行プロセスの検討についての必要性に言及しており、特殊会社化が居住者に多大な影響を及ぼすことが認識されていると言わざるを得ない。

UR賃貸住宅は、半世紀以上にわたり存続している公共住宅で、高齢者世帯の安住の場であるとともに、次世代を担う子育て世帯にとっても安心・安全の居住の場となっている。また、居住者の自治会活動が実を結び、良好なコミュニティが形成されているほか、防災活動への活発な取り組みから、地域の防災拠点としての役割も担っている。

その一方、60歳以上の世帯主が約70%、世帯収入251万円以下が約49%に達するなど、入居者の高齢化、世帯収入の低下が進んでいるのが実態である。

よって、政府におかれては、UR賃貸住宅事業について、居住者の居住の安定を確保するとともに、安心して住み続けられる公共住宅として持続させるため、次の事項について特段の配慮をされるよう当市議会は強く要望する。

- 1 都市再生機構を特殊会社化せず、UR賃貸住宅については今後とも政府が直接関与する公共住宅として継続すること。
- 2 UR賃貸住宅が住宅セーフティネットを担う公的賃貸住宅として位置づけられていること、また、これまでの国会附帯決議等の趣旨を踏まえ、居住者の居住の安定策を推進すること。
- 3 公共住宅の役割を明確にするとともに、民間住宅・公共住宅の区別なく、最低限度の居住保障に関する住宅政策を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月28日

藤 沢 市 議 会

内閣総理大臣  
国土交通大臣  
内閣府特命担当大臣  
（行政刷新）

} あて